

環境影響評価技術指針 新旧対照表 (1)

ページ	現行	改定案	改定理由																														
1	<p>表 1 環境要素</p> <table border="1"> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、コミュニティの分断</td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>都市環境</td> <td>都市景観、歴史的・文化的景観、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td>温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土</td> </tr> <tr> <td>安全</td> <td>高圧ガス、危険物等、交通</td> </tr> </table>	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、コミュニティの分断	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	都市環境	都市景観、歴史的・文化的景観、文化財	環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土	安全	高圧ガス、危険物等、交通	<p>表 1 環境要素</p> <table border="1"> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、コミュニティの分断・<u>変化</u></td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>都市環境</td> <td><u>景観</u>、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td><u>地球環境</u>、<u>廃棄物等</u></td> </tr> <tr> <td>安全</td> <td><u>安全</u></td> </tr> </table>	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、コミュニティの分断・ <u>変化</u>	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	都市環境	<u>景観</u> 、文化財	環境負荷	<u>地球環境</u> 、 <u>廃棄物等</u>	安全	<u>安全</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティの分断」を「コミュニティの分断・変化」に改め、コミュニティの状況の変化を当該項目に含めるため。 p7 表 4 (環境影響評価項目の選定結果の整理例) に示す環境要素と整合を図るため。 										
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、コミュニティの分断																																
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場																																
都市環境	都市景観、歴史的・文化的景観、文化財																																
環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土																																
安全	高圧ガス、危険物等、交通																																
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、風害、光害、コミュニティの分断・ <u>変化</u>																																
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場																																
都市環境	<u>景観</u> 、文化財																																
環境負荷	<u>地球環境</u> 、 <u>廃棄物等</u>																																
安全	<u>安全</u>																																
7	<p>表 4 環境影響評価項目の選定結果の整理例</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">環境影響要因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境要素</td> <td>細区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティの分断</td> <td>コミュニティの分断</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td></td> </tr> </table>	環境影響要因			環境要素	細区分		⋮	⋮		コミュニティの分断	コミュニティの分断		⋮	⋮		<p>表 4 環境影響評価項目の選定結果の整理例</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">環境影響要因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境要素</td> <td>細区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティの分断・<u>変化</u></td> <td>コミュニティの分断・<u>変化</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td></td> </tr> </table>	環境影響要因			環境要素	細区分		⋮	⋮		コミュニティの分断・ <u>変化</u>	コミュニティの分断・ <u>変化</u>		⋮	⋮		<p>「コミュニティの分断」を「コミュニティの分断・変化」に改め、コミュニティの状況の変化を当該項目に含めるため。</p>
環境影響要因																																	
環境要素	細区分																																
⋮	⋮																																
コミュニティの分断	コミュニティの分断																																
⋮	⋮																																
環境影響要因																																	
環境要素	細区分																																
⋮	⋮																																
コミュニティの分断・ <u>変化</u>	コミュニティの分断・ <u>変化</u>																																
⋮	⋮																																
25	<p>①大気質に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <table border="1"> <tr> <td> 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、その他必要な物質 </td> </tr> </table>	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、その他必要な物質	<p>①大気質に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <table border="1"> <tr> <td> 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、<u>水銀</u>、その他必要な物質 </td> </tr> </table>	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、 <u>水銀</u> 、その他必要な物質	<p>改正大気汚染防止法が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、水銀の大気排出規制が追加されたため。</p>																												
二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、その他必要な物質																																	
二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、 <u>水銀</u> 、その他必要な物質																																	
25	<p>(3) 調査方法 ① 大気汚染に係る調査方法 次に掲げるところにより現地調査を実施すること。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染状況報告書」(堺市)、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、・・・</p>	<p>(3) 調査方法 ① 大気汚染に係る調査方法 次に掲げるところにより現地調査を実施すること。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時監視測定結果」(堺市)、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、・・・</p>	<p>資料名が改称されたため。</p>																														
27	<p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(平成 23 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課)</p>	<p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン ・「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs の測定方法マニュアル」(平成 31 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課)</p>	<p>有害大気汚染物質測定方法マニュアルが平成 31 年 3 月に改定されたため。</p>																														
27	<p>(b) その他必要な物質 ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(平成 20 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課) ・日本工業規格 (JIS) 等</p>	<p>(b) 水銀 ・「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs の測定方法マニュアル」(平成 31 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課) (c) その他必要な物質 ・「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs の測定方法マニュアル」(平成 31 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課) ・日本産業規格 (JIS) 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正大気汚染防止法が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、水銀の大気排出規制が追加されたため。 有害大気汚染物質測定方法マニュアルが平成 31 年 3 月に改定されたため。 産業標準化法の施行(令和元年 7 月 1 日)に伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改称されたため。 																														

環境影響評価技術指針 新旧対照表（2）

ページ	現行	改定案	改定理由
28	<p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「<u>気象観測月報</u>」(一般財団法人気象業務支援センター)又は「大阪府の気象」(大阪管区气象台)等の・・・</p>	<p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)又は「大阪府の気象」(大阪管区气象台)等の・・・</p>	「気象観測月報」(一般財団法人気象業務支援センター)の刊行が終了したため。
35	<p>① 水質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	<p>① 水質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	資料名が改称されたため。
36	<p>b 分析方法 (中略)</p> <p>・日本工業規格(JIS)</p>	<p>b 分析方法 (中略)</p> <p>・日本産業規格(JIS)</p>	産業標準化法の施行(令和元年7月1日)に伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改称されたため。
36	<p>② 底質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	<p>② 底質汚濁に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	資料名が改称されたため。
37	<p>b 分析方法及び溶出試験方法 (中略)</p> <p>・日本工業規格(JIS)</p>	<p>b 分析方法及び溶出試験方法 (中略)</p> <p>・日本産業規格(JIS)</p>	産業標準化法の施行(令和元年7月1日)に伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改称されたため。
37	<p>a 河川水象 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(日本河川協会)、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	<p>a 河川水象 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(日本河川協会)、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	資料名が改称されたため。
42	<p>第3節 地下水 1 調査 (1) 調査項目</p> <p>① 地下水質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、<u>塩化ビニルモノマー</u>、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、<u>ダイオキシソ</u>ン類、その他必要な項目</p>	<p>第3節 地下水 1 調査 (1) 調査項目</p> <p>① 地下水質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、<u>クロロエチレン</u>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、<u>ダイオキシソ</u>ン類、その他必要な項目</p>	環境基準の改正(平成28年3月29日環境省告示第31号)等により、「塩化ビニルモノマー」が「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」が「1, 2-ジクロロエチレン」に変更されたため。
42	<p>① 地下水質に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)等の・・・</p>	<p>① 地下水質に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>地下水質調査結果</u>」(堺市)等の・・・</p>	資料名が改称されたため。

環境影響評価技術指針 新旧対照表 (3)

ページ	現行	改定案	改定理由
54	c 測定方法 「日本工業規格 Z 8735」に定める方法によること。	c 測定方法 「日本産業規格 Z 8735」に定める方法によること。	産業標準化法の施行（令和元年 7 月 1 日）に伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改称されたため。
65	ウ 測定方法 （中略） ・・・測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格（JIS）等に定める方法によること。	ウ 測定方法 （中略） ・・・測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本産業規格（JIS）等に定める方法によること。	
65	② 関連調査項目の調査方法 ア 気象の状況 「大気汚染常時測定局測定結果」（大阪府）、「気象観測月報」（一般財団法人気象業務支援センター）又は「大阪府の気象」（大阪管区気象台）等の	② 関連調査項目の調査方法 ア 気象の状況 「大気汚染常時測定局測定結果」（大阪府）又は「大阪府の気象」（大阪管区気象台）等の	「気象観測月報」（一般財団法人気象業務支援センター）の刊行が終了したため。
73	第 9 節 土壌汚染 1 調査 (1) 調査項目 ① 土壌汚染に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。 カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、その他重金属等土壌汚染物質	第 9 節 土壌汚染 1 調査 (1) 調査項目 ① 土壌汚染に係る調査項目 対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。 カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他重金属等土壌汚染物質	・環境基準の改正（平成 28 年 3 月 29 日環境省告示第 30 号）により、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1, 4-ジオキサン」が追加されたため。 ・環境基準の改正（平成 30 年 9 月 18 日環境省告示第 77 号）により「シス-1, 2-ジクロロエチレン」が「1, 2-ジクロロエチレン」に変更されたため。
89	第 14 節 コミュニティの分断 1 調査 (1) 調査項目 対象事業等の内容を勘案し、次の項目から選定すること。 ・年齢区分別人口の状況 ・自治会、学校、避難場所等の状況 （自治会、町内会、老人会等の組織、幼稚園・保育所及び小・中学校の位置、学校区、通学路、避難場所等の状況） ・交通施設、公共施設、商業施設等の位置及び利用の状況 ・土地利用の状況 （地域分断の影響を受ける住宅等の分布状況、用途地域の指定状況及び地域の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）） ・対象事業等の計画の状況 （土地の形状の変更の内容及び範囲、工作物の位置、規模及び構造、分断される道路の位置及び構造等） (2) 調査地域 対象事業等の工事により地域分断が生ずると想定される範囲とすること。	第 14 節 コミュニティの分断・変化 1 調査 (1) 調査項目 対象事業等の内容を勘案し、次の項目から選定すること。 ・年齢区分別人口の状況 ・自治会、学校、避難場所等の状況 （自治会、町内会、老人会等の組織、幼稚園・保育所及び小・中学校の位置、学校区、通学路、避難場所等の状況） ・交通施設、公共施設、商業施設等の位置及び利用の状況 ・土地利用の状況 （地域分断又は変化の影響を受ける住宅等の分布状況、用途地域の指定状況及び地域の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）） ・対象事業等の計画の状況 （土地の形状の変更の内容及び範囲、工作物の位置、規模及び構造、分断される道路の位置及び構造等） (2) 調査地域 対象事業等の実施により地域分断又は変化が生ずると想定される範囲とすること。	「コミュニティの分断」を「コミュニティの分断・変化」に改め、コミュニティの状況の変化を当該項目に含めるため。
90	2 予測 (1) 予測事項 対象事業等の実施により生ずる地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路に対する分断の状況とする。	2 予測 (1) 予測事項 対象事業等の実施により生ずる地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路に対する分断又は変化の状況とする。	

環境影響評価技術指針 新旧対照表（４）

ページ	現行	改定案	改定理由
92	<p>(3) 調査方法</p> <p>① 気象に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>気象観測月報</u>」(一般財団法人気象業務支援センター)又は「大阪府の気象」(大阪管区気象台)及び「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)等の・・・</p>	<p>(3) 調査方法</p> <p>① 気象に係る調査方法 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府の気象」(大阪管区気象台)及び「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)等の・・・</p>	「気象観測月報」(一般財団法人気象業務支援センター)の刊行が終了したため。
99	<p>① 水象に係る調査方法</p> <p>ア 河川水象 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(日本河川協会)、「<u>環境水質調査報告</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等の・・・</p>	<p>① 水象に係る調査方法</p> <p>ア 河川水象 (中略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(日本河川協会)、「<u>公共用水域水質等調査結果</u>」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の・・・</p>	資料名が改称されたため。
108	<p>ウ 法令による地域指定等 (中略)</p> <p>・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)</p>	<p>ウ 法令による地域指定等 (中略)</p> <p>・鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)</p>	法律の改正(平成26年5月30日)に伴い、法律の名称が変更されたため。
110	<p>3 評価 (中略)</p> <p>・自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。</p>	<p>3 評価 (中略)</p> <p>・自然公園法、鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。</p>	